

南極の海洋生物資源の保存に関する委員会

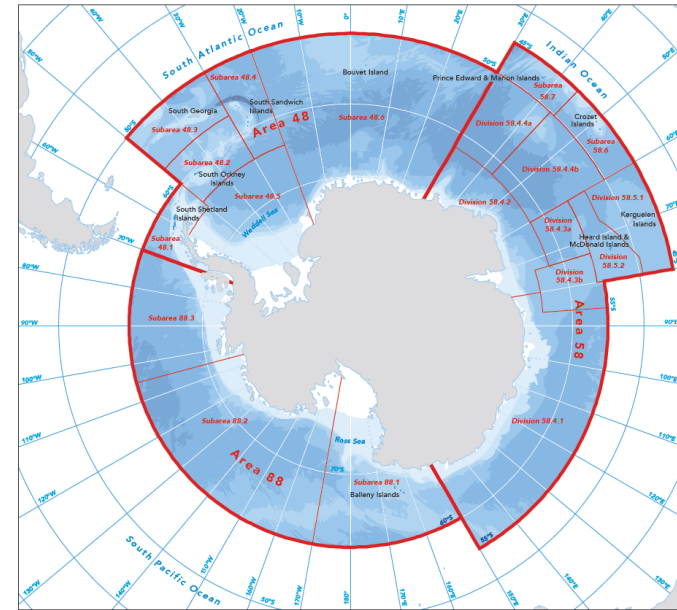
(Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources: CCAMLR)

令和4年11月
経済局漁業室

概要

- **目的**
南極の海洋生物資源について、漁獲対象種並びにその関連種及び依存種を含め、合理的利用を図りつつ保存する。
- **設立条約**
南極の海洋生物資源の保存に関する条約
(Convention on the Conservation of Antarctic Marine Living Resources)
- **我が国での効力発生**
1982年4月7日(署名:1980年9月20日)
- **委員会メンバー国等(27)**
アルゼンチン、豪州、ベルギー、ブラジル、チリ、中国、エクアドル、EU、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、韓国、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ
(委員会は、条約の原加盟国又は条約発効後の加入国であって条約適用対象の海洋生物資源に関する調査活動または採捕活動を行っている国等で構成される。条約加盟国ではあるが委員会メンバーではない国は、ブルガリア、カナダ、クック諸島、フィンランド、ギリシャ、モーリシャス、パキスタン、パナマ、ペルー、バヌアツの11か国。)
- **事務局所在地**
ホバート(オーストラリア)
- **対象魚種**
メロ(マゼランアイナメ)、オキアミ等の南極海洋生態系に属する海洋生物資源
- **保存管理措置**
従来のオキアミ漁業に関する保存措置の他、近年のメロ(マゼランアイナメ)に関する違法・無報告・無規制(IUU)漁業の増大を背景に、メロ漁業に関する保存措置を強化(漁獲証明制度、規制遵守措置、漁船監視システム(VMS)情報の事務局集中化等)。また、2011年に海洋保護区(MPA)設置のための一般枠組みに関する保存管理措置が採択されて以降、MPAの設置に関する議論に多くの時間が割かれている。

条約適用水域



主な魚種の我が国漁獲量(単位:トン)

	メロ	オキアミ
2011年漁期	246	26,390
2012年漁期	282	16,258
2013年漁期	241	-
2014年漁期	185	-
2015年漁期	194	-
2016年漁期	183	-
2017年漁期	352	-
2018年漁期	351	-
2019年漁期	210	-
2020年漁期	112	-

(出典: CCAMLR)